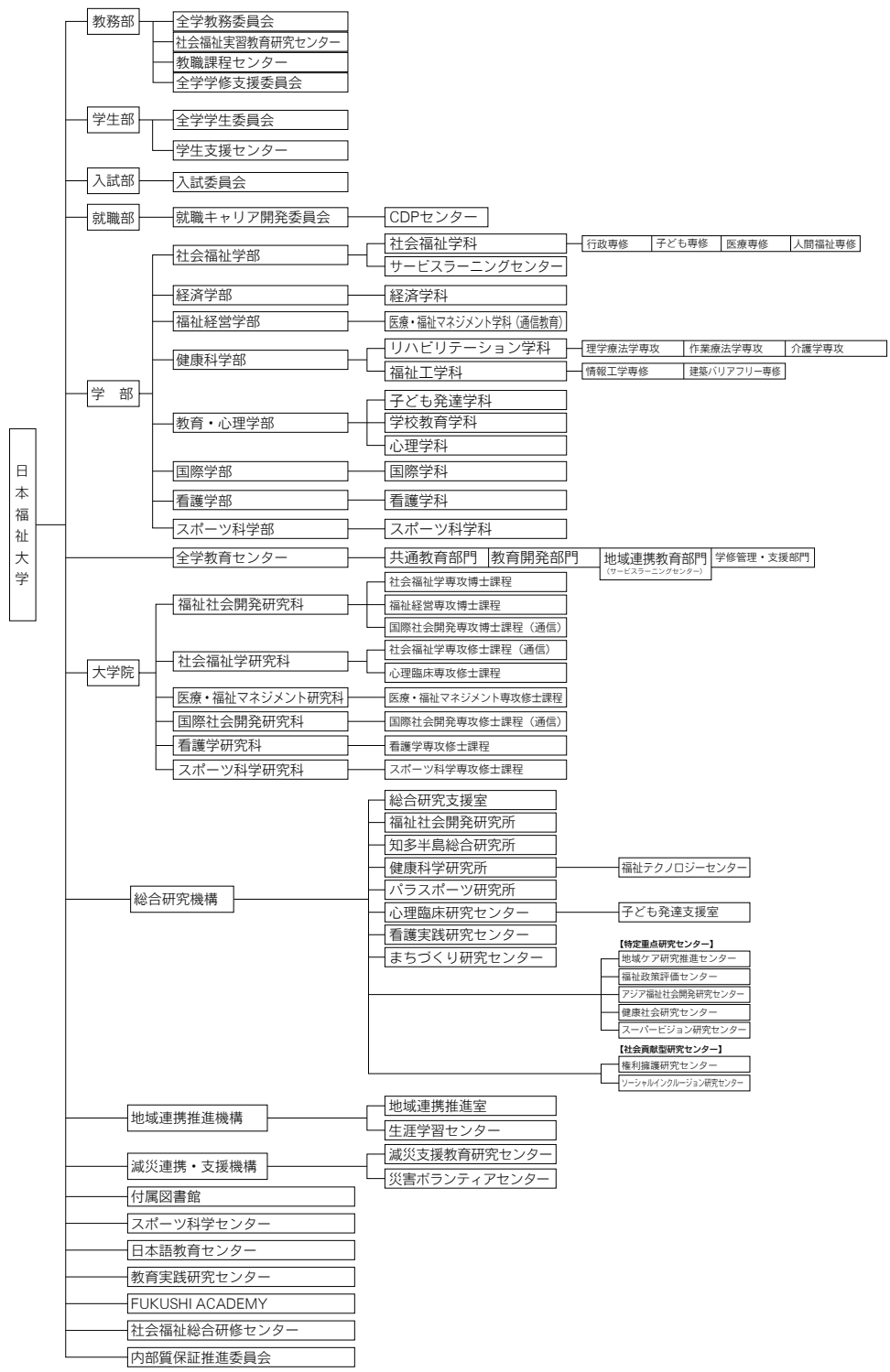


大学の組織・機構

2024年度 日本福祉大学組織図 ※学生募集停止の研究科、学部等を除く



大学関連機関・組織

◎ 日本福祉大学社会福祉学会（学内学会）

本学会は、権利としての社会福祉の実現と現場実践力の向上を目的として、1968年に設立されました。会員は、本学教職員、卒業生、現役の学生・院生、学会の趣旨に賛同される人から構成されています。年に一度6月に、全国の社会福祉現場で実践に従事する卒業生が大学に集い、本学教員や現役の学生らと社会福祉に関する多様なテーマを追究します。会員教員のゼミ学生は毎年の学会で先輩達の実践報告を聞いたり、議論に参加します。この意味で本学会は、卒業生と学生を結びつける貴重な交流の場になっています。

学生会員は年会費2,500円で加入できます。また会員は、学会誌『福祉研究』へ投稿できます。卒業生会員は、自身の福祉実践を振り返りながらそれを文章化することに挑戦しています。これも実践の深化につながります。2015年には「学生の会」も発足し、福祉の仕事のやり甲斐や魅力を伝える企画を実施しています。関心のある方は、学会ホームページをご覧ください、お気軽に下記メールアドレスへご連絡をお願いいたします。

学内学会 HP アドレス：

<https://sites.google.com/view/nfu-ssw/>



お問い合わせ先メールアドレス：gakkai@n-fukushi.ac.jp

◎ 日本福祉大学同窓会

1955年に日本福祉大学の前身である中部社会事業短期大学第1期卒業生以来、この間に母校を巣立った卒業生は10万名以上にのぼります。そして全国において多様な分野で目覚ましい活躍をしています。

同窓会は各県単位を中心に全国57地域に「地域同窓会」およびゼミ・サークルなどの「認定同窓会」約300団体をもち、お互いに連絡をとり、親睦や交流を深めると共に、実践をもとにした研究活動も行っています。

みなさんは在学中は同窓会の準会員、卒業によって正会員となります。在学中は全国各地の先輩同窓生と積極的に交流をもち、研究活動や地域・サークル等の同窓会に参加して現場の知識を学習したり、将来の進路、就職などの助言、援助を得る場として活用できます。

同窓会の目的

- 会員の親睦と連携
- 母校の発展への寄与
- 会員の研究交流
- 在学生への支援

主な事業

- 同窓会会報の発行
- 「かけはし」の発行（新卒業生対象）
- 日本福祉大学社会福祉学会への協力
- 卒業記念品の贈呈
- 就職・実習への助言と援助

同窓会の開催情報は、同窓会のホームページや掲示板で随時お知らせしています。

HP アドレス <http://nfudousou.auy.jp/>



◎ 日本福祉大学後援会

日本福祉後援会は「日本福祉大学の教育と研究活動に対する後援・援助及び文化的諸事業をとおして、大学の充実・発展を図り、もってわが国の文化の向上に寄与すること」を目的として、1988年に設立されました。会員は在学生保護者会員、法人会員、後援会幹事経験者の特別会員、個人会員で構成されており、皆さんの学生生活を支援しています。

2023年度は、次のように事業を行いました。

1. 学生の諸活動への援助について

- 1) 学生活動支援助成
 - ・サークル助成（活動費や備品購入）・海外研修・調査奨励金事業への助成・語学検定料助成
 - ・大学祭への助成
 - ・サークル・課外活動の各分野で活躍した学生への褒賞・奨励
- 2) 就職活動支援資料助成・CDP講座受講料の割引（1人最大3,000円）
- 3) 通信教育部助成
- 4) 奨学助成
- 5) 資格取得支援助成
- 6) フィールドワーク助成
- 7) 文化・スポーツ活動応援事業
- 8) 特別支援事業（年度途中に計画した学部横断的な学生支援事業への助成）

2. 会員と大学との交流について

- 1) 後援会幹事会の開催。
- 2) 第35回日本福祉大学後援会定例総会の開催
- 3) 日本福祉大学セミナーの開催（名古屋、福井、岐阜、富山、金沢、静岡、四日市、飯田、東京）
- 4) Uターン就職セミナーの開催
- 5) 学部別保護者懇談会の実施
- 6) 法人会員向け事業の実施

3. 広報・通信事業

- 1) 後援会会報誌『エスパシオ』を年間2回発刊し、後援会ホームページで公開する。
- 2) 通学課程新入生保護者向け学生生活ガイド『別冊エスパシオ』を後援会ホームページで公開する。
- 3) 後援会ホームページの充実
 - ・掲載コンテンツ：保護者向け就職情報の掲載等
 - ・動画コンテンツ：大学近況報告等
- 4) 通学課程の新入生に『日本の福祉を築いたお坊さん—日本福祉大学を創った鈴木修学上人の物語』を贈呈する。

4. 後援会事業の紹介

大学後援会では特に会員の皆様にお伝えしたい大学の情報や就職情報等の様々な情報を発信しています。詳しくは下記 URL または右記 QR コードよりご覧ください。

大学後援会 HP アドレス

<http://www.netnfu.ne.jp/kouen/>



学生個人情報保護規則

◎ 日本福祉大学における個人情報の取り扱いについて

日本福祉大学では、「情報セキュリティの基本ポリシー」を2004年4月1日付けで制定し、「情報セキュリティマネジメントシステム」の国際規格であるISO27001認証を取得しました。2005年度には、個人情報保護法の施行に対応して「個人情報保護の基本ポリシー」を制定し、毎年教職員の啓発研修を実施する等、個人情報の適正な管理に努めています。皆さんの住所・電話番号などの個人情報は、「日本福祉大学学生個人情報保護規則」に基づき厳重に保護・管理されるとともに、以下のような時に利用されます。

※「日本福祉大学学生個人情報保護規則」の全文は、本誌113～116ページに掲載しています。

◎ 個人情報の収集と利用目的について

個人情報とは、学生について特定の個人が識別され、または識別可能なものをいい、本学では教育研究、学生支援、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の利用目的のために収集します。また、必要に応じて収集した個人情報に基づき、学生、保証人、卒業生への連絡を行います。

利用目的

- (1) 学生募集、入学管理
- (2) 学籍管理、教務管理、授業運営、講座運営、学費管理
- (3) 保証人との成績・履修相談、保証人への成績通知書の送付
- (4) 卒業・成績・資格・在籍等の証明
- (5) キャリア形成、進路支援
- (6) 課外活動支援、健康管理、奨学金管理
- (7) ICT設備、図書館の利用情報管理
- (8) 本学施設・設備の利用管理
- (9) 防犯、防災
- (10) 広報、催事・募金案内、署名活動
- (11) 自己点検・評価活動
- (12) 関係機関からの各種案内

※個人情報保護法第16条第3項の定める例外の場合、上記目的を超えて利用することがあります。

◎ 第三者への提供について

本学では、以下の関連組織に個人情報を提供することがあります。

- (1) 日本福祉大学同窓会
- (2) 日本福祉大学後援会
- (3) 日本福祉大学美浜キャンパス学生会・半田キャンパス学生会・東海キャンパス学生会
- (4) 日本福祉大学生生活協同組合
- (5) 日本福祉大学公費助成推進会議
- (6) 株式会社エヌ・エフ・ユー（本法人出資による関係子会社）
- (7) 株式会社日本福祉総合サービス（本法人出資による関係子会社）

※個人情報保護法第 23 条第 1～4 項の定める例外の場合、上記以外の第三者に提供することがあります。

◎ 個人情報の開示・訂正について

所定の手続きにより、個人情報の開示、訂正を請求することができます。

◎ 個人情報の管理方法

- (1) 学生個人情報は大学内で管理・運用基準に基づき厳重に管理されています。
- (2) この保護規則に定める事柄以外の目的で利用したり、大学外に提供又は大学外の者が利用することは一切ありません。
- (3) たとえ「父母」や「専任教職員」でも、電話による個人情報の照会には一切応じません。

◎ 自分の情報の「閲覧」

皆さんの個人情報は、皆さん自身の申し出に基づき、本人の情報に限り、「閲覧」することができます。また、皆さん自身の個人情報についての修正・削除・非表示などについても申し出ることができます。

問合せや手続きは、学生課・半田事務室・東海事務室までお願いします。

個人情報の登録にあたって不安や疑問がある場合は、学生課・半田事務室・東海事務室に相談してください。

相談窓口

学 生 課	0569-87-2323
半田事務室	0569-20-0111
東海事務室	0562-39-3811

日本福祉大学学生個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本福祉大学（以下「大学」という。）は個人情報の保護が、人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、個人情報保護法等関連法規および日本福祉大学情報セキュリティの基本ポリシー並びに日本福祉大学情報セキュリティマネジメントに関連する基準等を踏まえて、この規則によって大学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理および利用に関する大学の責務を明らかにするとともに、学生および生徒等に自己に関する個人情報の開示ならびに訂正および削除等の請求権を保障することによって、個々人自ら情報主体者としての行動を促進することを目的とする。

2 本規則に定めること以外の事態が生じた場合は、日本福祉大学情報セキュリティマネジメントに関連する基準等に基づき適切に対応する。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「学生等」とは、現在および過去の学生・受験生・資料請求者等、「教職員等」とは大学の業務に直接かわりがあり、またはかわりがあった教職員並びに委託・派遣職員等をいう。

2 この規則において「個人情報」とは、学生および生徒等について特定の個人が識別され、または識別され得るものであって、教職員等が業務上取得または作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む）をいう。

(責務)

第3条 学長はこの規定の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等または教職員等であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学内の教職員等も含め他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員等は個人情報保護の重要性を認識し、学外の組織、団体に業務上または自主的な活動において対応する場合は、本規則によって学生等個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用の制限等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員等が業務上学生および生徒等の個人情報を収集するときは、利用目的を具体的に明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。

ただし、思想および信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員等が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき

- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき
 - (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき
 - (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき
 - (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき
 - (6) 学長が正当な理由があると認めたととき
- 3 学生等の個人情報を収集する場合は、あらかじめ収集の目的および利用の範囲を明示し、適切な方法で本人の同意を得なければならない。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- (5) 個人情報の安全管理のために必要な教育・研修の実施

2 前項の事務をはじめ、本規定に基づく業務を適切に執行するため、個人情報保護管理責任者を置く。

個人情報保護管理責任者の選任に関することは、第12条に定める。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員等は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき
- (3) 教員および保護者の教育上、特段の必要性があるとき
- (4) 法の定めがあるとき
- (5) 学長または個人情報保護管理責任者が必要と認めたととき。

2 前項(1)から(5)の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者は、事前に(緊急の場合は速やかに)、個人情報の利用目的と範囲、保護管理に関する責任者、保護・管理方法等について、本規則の関連条項に基づき書面をもって届け出て、個人情報保護管理責任者の許可を受けなければならない。

3 前項により個人情報の提供を受けたものは、本規則に基き個人情報の保護と管理に関して全面的に責任を負うものとする。

4 第1項(2)から(5)の各号に該当する場合、個人情報保護管理責任者は、可能な限り事前に該当する全ての学生および生徒等に対して適切な方法で承諾を求めることとする。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で、日本福祉大学情報セキュリティーマネジメント運用基準に基づき、個人情報の保護に関する具体的な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員等は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第9条 学生および生徒等は大学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、健康記録、その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 所属および氏名
- (2) 個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第10条 学生および生徒等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続に準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができる。

2 個人情報保護管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。

ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書で本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生および生徒等は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書で本人に通知しなければならない。

- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
- (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 個人情報保護管理責任者

(個人情報保護管理責任者の設置及び業務委任)

第12条 第5条第2項に定める個人情報保護管理責任者は副学長とし、学長が選任する。

2 個人情報保護管理責任者はその事務業務を大学事務局長に委任することができる。

第6章 規程管理

(所管課)

第13条 本規則の所管課は、学生課とする。

(本規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

- 附 則**
- 1 この規則は2003年4月1日から施行する。
 - 2 この規則は2005年4月1日から一部改正施行する。
 - 3 本規則は2015年4月1日から一部改正施行する。

付記：大学外の機関・団体において本学学生等の個人情報を収集または利用する場合は、個人情報保護法および本規則に則り適切に対応するよう申し入れることとする。

大学の自治と学生生活

憲法第 23 条には「学問の自由は、これを保障する」とあります。学問の自由は、憲法第 19 条の思想信条の自由と結びついており、真理探求のために、何の束縛もなく研究し、教育をし、教育を受ける権利を意味します。そして、学問の自由を保障するための自立的自主的な大学内部の自己規律が、大学の自治と呼ばれるものです。

大学の自治の歴史をふりかえると、不幸なことに、外部からの干渉を受けたり、内部から自治を破壊する危機にさらされた過去を持っています。そのため、この文章に続くページで示すような、自治破壊からの防衛と、大学内部の秩序維持のための確認が、なされなければならないような事態を招きました。今日では、かつてのような事態はなくなっています。しかし、そのとき確認された内容は、今後わたしたちの戒めとして十分留意しておく必要があると思います。この冊子に、その確認の内容を掲げるのはそのためです。

ところで、学問、研究、教育の自由は、社会から遊離した、ひとりよがりのものであってはなりません。常に、人類の進歩と発展をみすえて、平和で幸福な社会を築いていくことを目的としなくてはなりません。他大学及び大学以外の組織や個人と協力し、あるいは相互に批判しあいながら、社会に貢献する姿勢が求められているのです。

学生の立場でいえば、これまでの学問研究の成果に学びつつ、ゆたかな人格と教養を培うと同時に、大学の一員として、大学の自治を担う必要があると思います。

ユネスコの学習権宣言（1985.3）は、「学習活動は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々の成り行きに左右される客体から、自らの歴史をつくり出す主体にかえていくものである。」と述べ、学ぶことは基本的人権の一つだと言います。学生は、学ぶ中身や方法にも関心を持ち、その改善に積極的でなければなりません。受け身で講義や演習に不満を述べるのではなく、よりよい学びのために、責任を持って主張していくことが求められます。既存のカリキュラム改善だけでなく、自主的な学びの場を広げていくことも重要なことでしょう。

また、学習活動だけではなく、サークル活動その他自主的な取り組みを盛んにして、個人的、集団的力量を高め、学術、文化、スポーツ全般の発展に寄与していくことが期待されています。ボランティア、海外協力などを通じて社会参加を強めることも重要です。

学生の多様なニーズは、学生自身の手によってまとめられ、発展させられなければなりません。学生の自治組織である自治会（美浜キャンパス）、三者会議（現半田キャンパス HSC）、サークル協議会、体育会、大学祭実行委員会などが、クラス、ゼミやサークルのニーズを基礎として、学生の総意を大切に運営されるべきものです。その運営が円滑にいくための不断の努力と組織刷新が、学生の自治をゆるぎないものにするでしょう。

こうした学生の営みこそが、大学の自治の担い手として、教授会など学内の他の組織との関係のなかで各組織固有の権限と責任において対等平等に、学生組織を位置づけていくこととなります。生き生きとした自主的組織活動の展開を心から期待しています。

※上記文章は 1999 年 2 月 24 日の教学委員会にて確認された内容をそのまま掲載しています。一部組織は現在存在しません。

大学と学生生活の諸原則に関する主要事項

1. 全学協議会

日本福祉大学全学協議会規程

(目的)

第1条 日本福祉大学（以下「大学」という。）に関する全学的な重要事項について協議するため日本福祉大学全学協議会（以下「全学協議会」という）を設置する。

(構成)

第2条 全学協議会は、学長、大学評議会、職員会議、教職員組合、美浜キャンパス学生自治会、半田キャンパス学生会、東海キャンパス学生会、院生自治会ならびに理事会で構成する。

(議長)

第3条 全学協議会の議長は学長が務める。

(召集・運営)

第4条 全学協議会は、議長が召集し運営にあたる。

2 全学協議会は、構成員の何れかの要請があればすみやかに開催しなければならない。

3 全学協議会構成員のいずれかの要請があれば、協議する事項に応じて、関係する全学協議会構成員による個別協議会を開催することができる。この個別協議会の議長および運営は、関係する構成員で協議・確認し、全学協議会議長に報告する。

(協議事項)

第5条 全学協議会が協議する事項はつぎの通りとする。

(1) 大学の長期計画に関する事項

(2) 大学の基本方針に関する全学的な重要事項

(3) その他全学協議会構成員から要請があった全学的な重要事項

第6条～第7条（省略）

附則 1 この規程は、昭和62年11月24日より施行する。

2～9（省略）

10 本規程は、2019年4月1日から改正施行する。

2. 大学を構成する団体・機関の相互関係について

- ①各団体・機関は各々の任務・規則に基づいて運営されているが、組織内及び組織間で諸問題が発生した際には、協議の上で連携してその解決にあたる。
- ②団体相互の意志決定が異なった場合、一方が他方を実力的に拘束することはない。
- ③確認された事項については相互に遵守する義務を持つ。

3. 諸活動に関する主要確認事項

(1)教育、研究の保護について

- ①講義時間中のマイク宣伝活動、学内放送は行わない。ただし緊急災害時を除く。
- ②講義時間中の集会・デモ・楽器演奏など、喧噪におよぶものは行わない。

(2)学外者の学内立ち入りについて

- ①無用なものの本学内立ち入りは認めない。
- ②学外者がかってに学内に立ち入り、宣伝、集会、デモ、写真撮影、物品販売、勧誘、討論などの諸活動を行うことはできない。

(3)学内での暴力行為について

学内でのあらゆる暴力行為は禁止とする。

(4)その他

地域住民に迷惑をかけないように注意する。とくに午後 10 時以降は静粛にする。

日本福祉大学休学・復学・転学 ・退学・再入学に関する規程

(目的)

第1条 日本福祉大学学則第38条、第40条、第41条、第43条、第45条による休学、復学、転学、退学、再入学の手続は、本規程の定めるところによる。

(休学)

第2条 疾病またはやむを得ない事由により長期間就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 卒業単位不足による4年留年学生については、履修科目の開講されない学期の休学を許可することがある。

3 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、所定の様式による休学願を保証人連署のうえ各学期の科目履修登録終了日までに提出しなければならない。

(休学期間)

第3条 休学期間は原則として願い出の日より学期末または学年末までとする。ただし特別の理由がある場合は引続き、休学期間の延長を認めることがある。

2 前項ただし書による休学期間延長の許可を受けようとする者は、第2条第3項に定める手続を経なければならない。

(休学の許可)

第4条 休学の許可は、原則として願い出の日とする。

2 日本福祉大学学費納付規則第6条の定めにした時は、休学の許可を取り消すものとする。

(休学者の復学・退学・除籍)

第5条 休学者は、休学期間最終日までに復学願、退学願または休学願を提出しなければならない。

2 休学期間最終日をこえて、前項に定める願いの提出がない時は、除籍する。

(復学)

第6条 休学者が復学しようとする時は、所定の様式による復学願を保証人連署のうえ提出し、許可を受けなければならない。

2 復学願の提出については、翌年度前学期復学希望の者は、3月31日まで、後学期復学希望の者は9月15日までに行なわれなければならない。

(復学の許可)

第7条 復学の許可は、前学期にあっては、4月1日付、後学期にあっては9月16日付で行なうものとする。

2 日本福祉大学学費納付規則第7条の定めにした時は、復学の許可を取り消すものとする。

3 復学を許可されたものが、所属すべき学年は当該学生が休学を許可されたとき所属していた学年とする。

4 前項にかかわらず、所属していた学年を修了している場合、または後学期の休学のみで、翌年度前学期からの復学を許可された場合、他の規程に反しない限り、原則所定の進級学年に所属する。但し、休学を許可されたとき所属していた学年への復学を本人が希望する場合は、所属学部の確認を経た上で当該学年への所属を認める。

(転学・退学)

第8条 他の大学へ転学しようとする者または、病気その他の理由により退学しようとする者は所定の様式による転学願または退学願を保証人連署の上、提出し、許可を受けなければならない。

2 学費未納者は、原則として退学の願い出を行うことができない。但し、次の期間はこの限りではない。

①前学期始めの日から4月30日までの間

②後学期始めの日から 10 月 31 日までの間
(転学・退学の許可)

第 9 条 転学または退学の許可は原則として願出の日とする。

2 本規則第 8 条の第 2 項により退学が許可されたときの許可の日は、次のとおりとする。

①前学期始めの日から 4 月 30 日までの間に願出たときは、前年度の 3 月 31 日とする。

②後学期始めの日から 10 月 31 日までの間に願出たときは、当該年度の 9 月 15 日とする。

(再入学)

第 10 条 日本福祉大学学則第 43 条により退学した者、または同学則第 44 条第 1 項第 1 号により除籍された者が別表 1 に定める再入学審査料と所定の様式による再入学願を保証人連署のうえ提出した時は、選考のうえ再入学を許可することがある。

2 再入学を願出ることのできる期間は、退学または除籍の日から 1 年以内とする。

3 前項のうちの退学する者が当該学期の学費が未納の場合は、再入学を願出する期間は除籍者の基準を準用する。

4 休学期間中に退学を申し出た者についての再入学を願出ることのできる期間は、当該学期の学費を納めた退学者の基準を準用する。

5 再入学願は、再入学の前年度 2 月末日までに提出しなければならない。

(再入学の許可)

第 11 条 再入学の許可はすべて新年度 4 月 1 日付をもって行なうものとする。3 月 1 日以降に願出た者の再入学を許可する場合は、翌々年度 4 月 1 日付とする。

2 日本福祉大学学費納付規則第 8 条の定め反した時は、再入学の許可を取り消すものとする。

3 再入学を許可されたものが所属すべき学年は、除籍の場合、除籍が決定されたとき所属していた学年とする。退学の場合は、本規則第 9 条のとおり原則として退学を願出た日、もしくは退学が許可された日の属する学年とする。ただし、所属していた学年を修了している場合は、本人の希望により引き続き学年に所属することも可能とする。

第 12 条 上記の規則に基づき、提出されたそれぞれの願出の許可については、学部教授会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

(所管課)

第 13 条 本規則に基づく業務は、学生課が所管する。

(本規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

- 附 則
- 1 本規則は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
 - 2 本規則は、昭和 50 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 3 本規則は、昭和 51 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 4 本規則は、昭和 54 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 5 本規則は、昭和 56 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 6 本規則は、1993 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 7 本規則は、1994 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 8 本規則は、1995 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 9 この規則は、1996 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 10 この規則は、1997 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 11 この規則は、2005 年 9 月 1 日より一部改正施行する。
 - 12 この規則は、2008 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 13 この規則は、2011 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 14 この規則は、2012 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 15 本規則は、2015 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
 - 16 本規則は、2023 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

別表 1

再入学審査料	20,000 円
--------	----------

日本福祉大学学費納付規則

(目 的)

第1条 日本福祉大学学則（以下「大学学則」という）第57条に定める学費の納付については本規則の定めるところによる。

(学費)

第2条 学費とは入学金、授業料、施設維持費をいう。

- 2 前項に定めるものの他、実習費、課程履修費等を徴収することがある。
- 3 第1項に定める学費納付額は別表1のとおりとする。

(納付期限)

第3条 学費は毎年、次に定める期限までに所定の金額を一括して納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、別に定める期日までに納付しなければならない。

- 前学期分－4月30日まで
- 後学期分－10月31日まで

(未納者の扱い)

第4条 前条に定める学費納付期限までに学費を納付せず、引続き前学期分は6月30日まで、後学期分は12月31日まで学費未納の者には除籍を内示する。

- 2 除籍を内示された者が、除籍内示後1ヵ月以内に、所定の学費および別表2に定める除籍内示取消料を納付し、除籍内示取消しの手続きをとった時は、その取り消しを認める。ただし、1ヵ月をこえて手続きをとった場合でも、やむをえない事情があったと認められた時には、その取消しを認める。

(除 籍)

第5条 除籍を内示された者が、第4条第2項に定める手続きをとらない時は除籍する。

- 2 前項により除籍された者の除籍期日は次のとおりとする。
前学期分未納者－3月31日
後学期分未納者－9月15日

(休 学)

第6条 大学学則第38条により休学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

- (1) 休学の許可を受けた日の属する学期の学費はこれを徴収する。ただし、休学期間が学期始めから学期末までの全期間にわたる時は、当該学期の学費は徴収しない。
- (2) 前号ただし書により学費の納付を免除された者は、別表3に定める在籍料を納付しなければならない。
- (3) 在籍料は、休学決定通知発信日から2週間以内に納付しなければならない。

(復 学)

第7条 大学学則第40条により復学の許可を受けた者の学費は、復学した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

(再入学)

第8条 大学学則第45条による再入学の申請にあたっては、別表4に定める再入学審査

料を納めなければならない。

- 2 再入学許可を受けた者の学費は、再入学した者の属する学年の学生が納付すべき学費納付金額とする。
- 3 再入学した者の納付した「入学時のみ納付金」が再入学した者の属する学年の学生の納付した「入学時のみ納付金」に比べて、不足を生ずる時はその差額を徴収する。
- 4 再入学の許可を受けた者は、許可を受けた日より2週間以内に学費を納付しなければならない。

(転部)

第9条 「学内転部内規」により転部の許可を受けた者の学費は、転部した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

- 2 転部した者の納付した「入学時のみ納付金」が、転部した者の属する学年の学生の納付した「入学時のみ納付金」に比べて、不足を生ずる時は、その差額を徴収する。

(留年)

第10条 留年した者の学費は、留年した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

(編入学・転入学)

第11条 大学学則第23条により、編入学または転入学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

- (1) 「入学時のみ納付金」は編入学または転入学の許可を受けた年度の新入学生の納付金額と同額とする。
 - (2) 前号の「入学時のみ納付金」を除く学費は、編入学または転入学の許可を受けた者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。
- 2 編入学または転入学の許可を受けた者は、別に定める期日までに学費を納付しなければならない。

(減免)

第12条 外国人留学生の減免措置については、別に定める。

- 2 大学都合によるやむを得ない移籍(転部、転科、転コース、再入学等)の場合は、「入学時のみ納付金」ならびに「学校納付金(学費・施設維持費)」の差額を減免する。
- 3 理事長が必要と認めた時は、災害等による特別減免を行うことができる。

(学費等の返還)

第13条 既に納付した学費及び手数料は原則として返還しない。

- 2 当該学期に在学しない学生の入学金を除く授業料・施設維持費・実習費などの学生納付金は返還する。
- 3 当該学期の成績発表日より前に死亡除籍となった者の入学金を除く当該学期の授業料・施設維持費・実習費などの学生納付金は遺族に返還するものとする。ただし、大規模災害または戦争その他の変乱等を事由とする場合の返還については、財政運営委員会の議を経て措置を決定する。
- 4 返還辞退の申し出があった場合には、返還を行わない。
- 5 返還に関わる振込み手数料などの実費は、返還事由により返還を受けるものが負担する。

(規則の所管課室)

第14条 本規則の所管課室は、経理課とする。

(規則の改廃)

第15条 本規則の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。
- 2～30（省略）
- 31 この規則は、2020 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

別表 1 日本福祉大学学費

	入学金 (入学時のみ)	授業料 (年 額)	施設維持費 (年 額)	実験実習費 (年 額)	備 考
社会福祉学部社会福祉学科	200,000 円	835,000 円	190,000 円	—	
経済学部経済学科	200,000 円	835,000 円	200,000 円	—	
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法専攻 作業療法専攻	200,000 円	965,000 円	395,000 円	210,000 円	
健康科学部 リハビリテーション学科 介護学専攻	200,000 円	965,000 円	210,000 円	—	介護実習費は 学費に含む。
健康科学部福祉工学科	200,000 円	965,000 円	210,000 円	—	
教育・心理学部子ども発達学科	200,000 円	835,000 円	190,000 円	—	
教育・心理学部心理学科	200,000 円	835,000 円	190,000 円	—	
国際学部	200,000 円	835,000 円	200,000 円	—	
看護学部看護学科	200,000 円	965,000 円	400,000 円	285,000 円	
スポーツ科学部スポーツ科学科	200,000 円	850,000 円	360,000 円	—	

別表 2

除籍内示取消手数料	5,000 円
-----------	---------

別表 3

在籍料 (1 学期につき)	30,000 円
---------------	----------

別表 4

再入学審査料	20,000 円
--------	----------

日本福祉大学学生処分に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、事件または事故等を起こした学生に対して、個別の事情を十分考慮したうえで適切な処分を行うために必要な事項を定め、当該学生が自らの行為に対する責任を自覚し、同じ過ちを繰り返さないように教育的な指導を行うとともに、処分の過程を通して当該行為の教訓を導き出し全学的課題として共有することを目的とする。

(処分の定義)

第2条 この規程において「処分」とは、学則第49条に規定する懲戒及び学生に対する注意指導等の措置をさす。

2 学則第49条に規定する懲戒とは、以下の措置をさす。

- (1)退学
- (2)停学
- (3)訓告

3 学生に対する注意指導等の措置とは、以下の措置をさす。

- (1)学生部長等による当該学生への嚴重注意指導の実施
- (2)当該学生からの反省文の提出

(処分の対象と適用)

第3条 処分は、学生が以下のような行為を為す事件又は事故等（以下、「事件・事故等」とする）を起こしたことに對して適用する。

- (1)刑罰法令に触れる行為
- (2)学内の秩序を著しく乱す行為
- (3)学生の本分に反する行為
- (4)その他本学の諸規則に違反する行為

2 学生が起こした事件・事故等に対してどの処分を適用するかは、別表に定める処分の例（以下、「処分例」とする）を参照し、以下の各号に掲げる事項を考慮して判断する。

- (1)起こした事件・事故等に伴う責任の軽重の度合い
- (2)起こした事件・事故等に対する当該学生の関与の度合い
- (3)当該学生の反省の度合いと責任を果たそうとする姿勢の程度

(退学)

第4条 この規程において「退学」とは、本学の学生としての身分を失わせることをいう。

2 学生が、処分例に示す退学に相当する著しく重大な事件・事故等に至り、かつ反省の度合いが低く、責任を果たそうとする姿勢が見られない場合は、退学処分とする。

(退学に関する外国人留学生の特則)

第4条の2 外国人留学生が、その在留資格を失った場合、またはその要件を欠格した場合、その他本学が別に定める外国人留学生に関する退学事由に該当した場合は退学処分とする。

(停学)

第5条 この規程において「停学」とは、期間を定めずに本学の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。

2 学生が、処分例に示す停学に相当する重大な事件・事故等に至り、かつこれに対する大学の指導を真摯に受け止めて深く反省して、責任を果たそうという姿勢が認められる場合は、停学処分とする。

3 停学期間中は教職員等による指導を行うとともに、その目的以外の出校を差し止める。

4 停学は36日未満で解除されたものを「有期停学」、36日以上となったものを「無期停学」という。

- 5 処分停学の期間が年度を超える場合、当該処分を受けた学生の所属学年は、他の規程に反しない限り、所定の進級学年に所属することとする。
- 6 停学期間が定期試験期間と重なった場合、当該学生からの申し出により、当該試験期間のみ停学を解除して、試験受験を認める場合がある。
- 7 停学期間中に、教職員等による指導を受ける条件を失った際には、自主退学を認める場合がある。この場合は学則第 45 条の定める 1 年以内の再入学を認めない。
- 8 本条第 6 項に定める試験受験及び本条第 7 項に定める自主退学の取り扱いは、当該学生等の状況等を考慮して、副学長（教学）及び学生部長、教務部長、当該学部長が協議の上、学長に報告・進達して、学長が決定する。

（無期停学の在学・単位等の取り扱い）

第 5 条の 2 無期停学期間の属する学期の、在学期間及び修得した単位は全て無効とする。

- 2 前項にかかわらず、無期停学期間が学期をまたぐ場合、当該学生の状況等を考慮して、いずれかの学期を、在学期間に算入するとともに単位修得を認める場合がある。
- 3 前項の定める在学期間算入及び単位修得の許可については、副学長（教学）及び学生部長、教務部長、当該学部長が協議の上、学長に報告・進達して、学長が決定する。
- 4 無期停学期間中の学費の取り扱いは別に定める。

（停学に関する外国人留学生の特則）

第 5 条の 3 外国人留学生が、在留の目的たる「教育を受ける活動」を継続する意思を認められない場合、その他本学が別に定める外国人留学生に関する停学事由に該当する場合は停学処分とする。

（訓告）

- 第 6 条 この規程において「訓告」とは、学生が起こした事件・事故等を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって同じ過ちを繰り返さないように、文書により注意することをいう。
- 2 学生が、処分例に示す訓告に相当する事件・事故等に至り、当初より速やかに責任を果たし、明確かつ深く反省している場合は、訓告処分とする。

（注意・指導）

第 7 条 学生が起こした事件・事故等の事案が以下のような場合は、学則第 49 条に基づく処分を行わず、以下のような注意・指導とする。

(1) 学生部長による当該学生への厳重注意指導の実施

交通事故などで怪我などを負わせる等、処分例に該当する事案でありながら、本人の過失程度が軽く、また事故後の対応を真摯に進めている場合

(2) 当該学生による反省文の提出

事件・事故等によって発生した被害や責任が軽く、当初より真摯に対応している場合

（処分決定の手続き）

第 8 条 処分は決定手続きについては別に定める。

（処分の解除）

第 9 条 停学処分の解除の手続きについては別に定める。

（本規程の所管課室）

第 10 条 本規程の所管課室は、学生課とする。

（本規程の改廃）

第 11 条 本規程の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、2017 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 本規程は、2020 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 処分の例

区分	行為の内容	処分の例
刑罰法令に触れる行為(事件)	殺人、強盗、放火、強姦性交等、誘拐などの凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	傷害、窃盗、恐喝、薬物などの犯罪行為または犯罪未遂行為	退学または停学
	窃盗、詐欺、万引きなどの、他人を傷害するに至らない犯罪行為または犯罪未遂行為	退学、停学または訓告
	ストーカー行為、痴漢行為、覗き見や盗撮等のその他迷惑行為	退学、停学または訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用	退学、停学または訓告
刑罰法令に触れる行為(事故)	悪質または危険な運転による重度な人身事故（死亡または重度な後遺症を残す事故）	退学または停学
	悪質または危険な運転による人身事故及び物損事故	退学、停学または訓告
	悪質または危険な運転によらない交通事件	停学または訓告
	悪質な交通法規違反	停学または訓告
学内の秩序を著しく乱す行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学または停学
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	退学、停学または訓告
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学または訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束、強要等	退学、停学または訓告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学、停学または訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学
	未成年者と知りながら飲酒、喫煙を強要した場合	訓告
学生の本分に反する行為	本学「定期試験における不正行為処分基準」に抵触する行為で著しく悪質な場合	停学または訓告
	研究における不正行為	退学、停学または訓告

日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、学則及び「日本福祉大学学生処分に係る規程」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きを規定するとともに、停学処分解除の決定手続きを規定するものである。

(処分決定の手続き)

第2条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学の意思を考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室の管理職又は第1次対応者が、警察等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 当該学生の面接を行い、事件又は事故の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。
- (3) 事件又は事故の状況や経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
- (4) 処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、事件又は事故を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。
- (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
- (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
- (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
- (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。
- (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室管理職の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
- (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。「停学」以下の処分については、学生委員会において「公示」の必要性を判断する。
- (11) 処分後についても、当該学生に対して必要な指導を行う。

2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。

- (1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後に、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。
- (2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手続きを決定する。

(処分の解除)

第3条 期間を定めない停学処分の解除は、停学期間中の指導に伴う当該学生の事態理解と反省の進捗状況によって判断して行う。

- 2 停学処分の解除は、学生部長と学部長が協議して学長に進達し、学長が決定する。処分解除の決

定について、学部委員会及び学部教授会に報告する。
(本細則の所管課室)

第4条 本細則の所管課室は、学生課とする。
(本細則の改廃)

第5条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則 1 本細則は、2015年4月1日から施行する。
2 本細則は、2017年4月1日から改正施行する。

日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、外国人留学生の学生処分に、「日本福祉大学学則」、「日本福祉大学学生処分に係る規程」(以下、「学生処分規程」とする)及び「日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きに加えて、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)を遵守し、当初の入学目的を達すべく学業に専念するよう指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合は、「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」により、教育機関として求められる適切な措置を講ずることを目的とする。

(処分の定義)

第2条 この細則において「処分」とは、外国人留学生が、出入国管理及び難民認定法の遵守と学業専念の義務に違反した場合に、学生処分規程第4条の2及び第5条の3に基づき大学として下す退学処分及び停学処分をいう。

(停学)

第3条 学生処分に係る規程第5条の3に規定する外国人留学生に関する停学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に回答しない状況となってから1ヵ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となってから1ヵ月を超えた場合。
- (3) 「資格外活動許可」を未取得での就労や、許可の範囲を超えた内容または時間数での就労が明らかになり、学生指導を受けた後も改善が見られない場合。

(退学)

第4条 学生処分に係る規程第4条の2に規定する外国人留学生に関する退学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に回答しない状況となってから3ヵ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となってから3ヵ月を超えた場合。
- (3) 正当な理由がなく、前期または後期の履修登録を怠ったことにより、当該学期の学業継続が、不可能になることが確定した場合。
- (4) 正当な理由がなく、長期欠席が3ヵ月を超えた場合。

(処分の手続き)

第5条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故等の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学の意味を考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室又は第1次対応者が、警察や出入国在留管理局等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 所在が確認できない場合を除き、当該学生の面接を行い、問題となる状況の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。
- (3) 問題となる状況の経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
- (4) 所在が確認できない場合を除き、処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、問題となる状況を起こした要因及

び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。

- (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
- (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
- (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
- (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。
- (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、所在が確認できない場合を除き、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
- (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。
- (11) 処分後についても、当該学生に対して速やかな帰国等の必要な指導を行う。

2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。

- (1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。
- (2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手続きを決定する。

（本細則の所管課室）

第6条 本細則の所管課は、学生課とする。

（本細則の改廃）

第7条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本細則は、2020年4月1日より施行する。
- 2 本細則は、2024年4月1日より一部改正施行する。